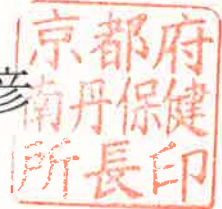


産業廃棄物処分業許可証

住 所 京都府亀岡市篠町王子市原61番地の13
氏 名 有限会社キンキ
代表取締役 岡村 光一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都府南丹保健所長 時田 和彦



許可の年月日 令和 4 年 12 月 25 日

許可の有効年月日 令和 9 年 12 月 24 日

1. 事業の範囲

<中間処理業（破碎）>

①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④金属くず ⑤ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
以上5種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。））

施設の種類	破碎施設
設置場所	京都府亀岡市篠町王子市原61番1、61番2、61番13
設置年月日	平成9年12月16日
処理能力	4.57t/日（8時間）
許可年月日	
許可番号	

3. 許可の条件

破碎施設：木くずとその他の産業廃棄物が混合した状態で破碎してはならないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成9年12月25日：当初許可
平成10年11月4日：変更許可（破碎する品目の追加：④⑤）
平成14年12月25日：更新許可
平成19年3月27日：変更許可（破碎する品目の追加：②）
平成19年12月28日：更新許可
平成24年5月14日：処理方法の削除：焼却
平成24年12月25日：更新許可
平成30年3月26日：更新許可
令和4年12月25日：更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

（日本産業規格 A列4番）